

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月29日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	千葉県
3. 市区町村名	御宿町
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	9-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.town.onjuku.chiba.jp/sub5/5/20.html

執行機関名 御宿町長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	御宿町子ども医療費の助成に関する規則(平成24年規則第21号)による子ども医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		御宿町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第17号)別表第1第1項 御宿町子ども医療費の助成に関する規則(平成24年規則第21号)による子ども医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第2条	御宿町子ども医療費の助成に関する規則(平成24年規則第21号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第2条 国及び地方公共団体は、 <u>児童の保護者</u> とともに、 <u>児童を心身ともに健やかに育成</u> する責任を負う。	第1条 この規則は、 <u>子どもの医療に要する費用を負担する保護者</u> に、当該費用の全部又は一部を助成することにより、 <u>子どもの保健対策の充実</u> 、 <u>保護者の経済的負担の軽減</u> を図り、 <u>もって子どもの保健の向上及び子育て支援体制の充実に寄与</u> することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		御宿町子ども医療費の助成に関する規則(平成24年規則第21号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号	御宿町子ども医療費の助成に関する規則第10条
②事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	当該申請を行う子どもの保護者に対する医療費の助成に係る受給資格の申請に関する <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ハ	御宿町子ども医療費の助成に関する規則第8条第1項第2号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等、その保護者(児童福祉法第19条の3第1項の保護者をいう。以下この条において同じ。)又は医療費支給認定基準世帯員に係る市町村民税に関する情報	当該申請を行う保護者又は子どもの世帯員に係る市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ニ	御宿町子ども医療費の助成に関する規則第3条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等、その保護者(当該保護者が当該申請をしようとする場合に限る。)又は医療費支給認定基準世帯員に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該申請を行う保護者又は子どもの世帯員に係る住民票に記載された住民票関係情報
事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 2 号	御宿町子ども医療費の助成に関する規則第11条第2項
②事務の内容	児童福祉法第19条の5第2項の医療費支給認定の <u>変更の認定に関する事務</u>	当該申請を行う子どもの保護者に対する医療費の助成に係る受給資格の <u>変更の認定に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 2 号 ハ	御宿町子ども医療費の助成に関する規則第8条第1項第2号
②情報提供者	市町村長	市町村長

③提供を求める特定個人情報	当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等、その保護者(児童福祉法第19条の3第1項の保護者をいう。以下この条において同じ。)又は医療費支給認定基準世帯員に係る市町村民税に関する情報	当該申請を行う保護者又は子どもの世帯員に係る市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 2 号 ニ	御宿町子ども医療費の助成に関する規則第3条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等、その保護者(当該保護者が当該申請をしようとする場合に限る。)又は医療費支給認定基準世帯員に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該申請を行う保護者又は子どもの世帯員に係る住民票に記載された住民票関係情報

備考	
----	--